

コ メ ン ト

平成19年11月13日
仙台市民オンブズマン

1. 原告の主張

- ①旅費計算基準の違法性（実費補填の原則に反する）
- ②調査研究を行ったかどうかすら不明
- ③会派としての研究に当たらない
- ④県政との関連性・必要性が認められない

2. 本日の判決

①を全面的に認め、③④は認めず、②については（旧）自民クラブの川嶋議員の4月25日、4月28日の会派政策研究会への出席のみをカラと判断している。

3. 本日の判決の意義

①について「調査研究費の費用弁償の方法は、原則として、調査研究を行う際に現実に要した実費相当の費用を計算した上で、これを支給する実額方式によってなされるべきである」（67頁）としており、実費補填の原則を正面から認めた画期的判決である。実費補填の原則から逸脱した簡便計算方法を採用している宮城県議会の現行規定を完全に否定したものである。この判決の趣旨に沿った見直しが早急になされるべきである。

③④を全く認めず、②についてカラと同視できるような調査研究のみを違法としているのは納得できない。このままでは「調査研究をしたかどうか不明もセーフ」「内容を問わずOK」となり、調査研究活動と議員一般の活動との境界がさらに曖昧なものになって、第二歳費になっている現状を追認する危険をはらんでいるからである。

棄却された部分について控訴するかどうかは、被告及び補助参加人の動きを見て、追って決定したい。

以 上